

(平成25年8月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7717

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、28万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

A 社団法人において、平成 19 年 12 月 10 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 銀行 C 支店から提出された申立人の申立期間に係る取引記録により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、上記の取引記録により推認できる厚生年金保険料控除額から、28万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7718

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、標準賞与額については、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 21 日

A社B支店において、平成 18 年 6 月 21 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与一覧表及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間において賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、上述の賞与一覧表及び健康保険組合の記録により、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7719

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、標準賞与額については、42万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日  
A社B支店において、平成 15 年 12 月 10 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与一覧表、厚生年金基金の記録及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間において賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、上述の賞与一覧表、厚生年金基金の記録及び健康保険組合の記録により、42万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7720

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、標準賞与額については、申立期間①は 37 万円、申立期間②は 35 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 10 日  
② 平成 18 年 6 月 21 日

A社B支店において、平成 15 年 12 月及び 18 年 6 月に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与一覧表、厚生年金基金の記録及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間①及び②において賞与の支給を受け、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額については、上述の賞与一覧表、厚生年金基金の記録及び健康保険組合の記録により、申立期間①は 37万円、申立期間②は 35万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7721

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、標準賞与額については、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 21 日

A社B支店において、平成 18 年 6 月に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与一覧表及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間において賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、上述の賞与一覧表及び健康保険組合の記録により、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7722

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、標準賞与額については、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 21 日

A社B支店において、平成 18 年 6 月に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与一覧表及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間において賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、上述の賞与一覧表及び健康保険組合の記録により、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、標準賞与額については、申立期間①は 76 万円、申立期間②は 101 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 10 日  
② 平成 18 年 6 月 21 日

A社B支店において、平成 15 年 12 月 10 日及び 18 年 6 月 21 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与一覧表、厚生年金基金の記録及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間①及び②において賞与の支給を受け、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額については、上述の賞与一覧表、厚生年金基金の記録及び健康保険組合の記録により、申立期間①は 76 万円、申立期間②は 101 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7724

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、標準賞与額については、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 62 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 21 日

A社B支店において、平成 18 年 6 月 21 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与一覧表及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間において賞与の支給を受け、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、上述の賞与一覧表及び健康保険組合の記録により、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（長野）厚生年金 事案 7715

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 1 日から 19 年 2 月 21 日まで  
厚生労働省の記録によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われた給与額と相違している。給与額が下がったことは無いので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成 8 年 2 月 1 日から 14 年 12 月 1 日までの期間及び 17 年 9 月 1 日から 19 年 2 月 21 日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、従前の標準報酬月額より低額となっているが、給与額が下がったことは無いとして申し立てている。

しかし、申立人は、当該期間に係る給与明細書等の資料を所持していない上、A社の閉鎖登記時の事業主であった申立人は、当該期間に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、当該期間当時の申立人の給与額及び厚生年金保険料の控除額が確認できない。

また、平成 17 年及び 18 年の定時決定に係る届出書に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、申立人を事業主とする社判及び代表者印が押されていることが確認できる。

なお、オンライン記録には遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、平成14年12月1日から17年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたものが、16年11月10日付けで15年及び16年の定時決定の記録を取り消し、14年12月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、滞納処分票から、A社が社会保険料を滞納していたことが確認でき、申立人は社会保険料の滞納があったと供述している。

しかし、上記の滞納処分票から、A社が社会保険料を滞納し、申立人が事業主として保険料の滞納に関して対応していたことが確認でき、申立人は当該遡及訂正手続に関与したことを認めている上、当該標準報酬月額の訂正に係る届出書には申立人を事業主とする社判及び代表者印が押されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの記録訂正処理に職務上関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、当該期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 7716

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 27 日から 39 年 7 月まで

A事業所にB職として 12 年間勤務した。事業主から厚生年金保険に加入していることを口頭で説明を受けた記憶があるものの、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の事業所名、事業主名、事業所所在地及び勤務実態に係る詳細な記憶から、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が申立期間に勤務していたとするA事業所は、法人登記の記録は確認できたものの、適用事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、当時の事業主も所在が不明であることから、申立人の申立期間の勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立期間当時、申立人がA事業所の経理顧問であったとする経理事務所に照会したが、「当該事業所の経理顧問であったかは不明。」と供述している。

さらに、申立人が一緒に勤務したとする同僚に照会したが、回答を得られず、申立人の勤務の実態及び給与からの保険料控除等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 7725

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 48 年 11 月頃まで  
申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、A社B事業所に勤務していた。同時期に勤務していた同僚は被保険者となっているので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B事業所の申立期間当時の事業主は既に亡くなっているが、同事業所を引き継いだ現在の事業主及び複数の同僚の供述から、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、都内のA社販売店の社会保険の手続を行っていたC会（現在は、D会）の事務を代行しているE社から提出された厚生年金保険加入者の「手書き台帳」に申立人の氏名は見当たらず、同会の事務担当者は、「C会では、A社販売店から加入依頼のあった従業員について加入手続を行っていたため、販売店から依頼の無い者は加入手続をしておらず、販売店に勤務する全従業員がD会から厚生年金保険に加入していたわけではない。」としている。

また、申立人が、申立期間頃に一緒に勤務したと記憶する5人の同僚の加入記録を確認したところ、2人についてはC会で被保険者資格を取得していることが確認できるが、3人についてはC会での被保険者記録が確認できない。

さらに、C会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に、申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。